

(参考) 御所野元町地区計画の建築基準法等の改正に伴う条項対照表

			改正後			改正前		
			A地区 (医療街区)	B地区 (一般街区)	C地区 (ヤングビレッジ街区)	A地区 (医療街区)	B地区 (一般街区)	C地区 (ヤングビレッジ街区)
地区 整備 計画	建築物 等 に 関 する 事項	壁面の位置 の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、建築基準法施行令第135条の22に定める場合を除き、道路側隣地側ともに1.5m以上とする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、建築基準法施行令第135条の22に定める場合を除き、道路側隣地側ともに1.2m以上とする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、建築基準法施行令第135条の21に定める場合を除き、道路側隣地側ともに1.5m以上とする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、建築基準法施行令第135条の21に定める場合を除き、道路側隣地側ともに1.2m以上とする。		